

「表紙共 13 枚」

令和 6 年 1 月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年2月8日(木曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利
2 番 中島浩司	12 番 中島幸一郎
3 番 飯田 隆	13 番 平川 修
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜
5 番 河津祐二	15 番 川津清則
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	18 番 梶原真悟
10 番 高瀬義徳	19 番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 武内義則 主幹(総括) 今田秀樹 主査 麻生純一 主査 小野芳也 主任 中村 仁

1 月定例総会議事日程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農地の公売にかかる買受適格証明（農地法第5条）発行の件

第5号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件

第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更について

第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第8号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第9号 2月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について

第2号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について

7 その他

(1) 2月現地調査

日 時：2月22日(木) 午前9時～

※ 調査委員のみ

(2) 2月調査委員会

日 時：2月28日(水) 午前9時～

※ 会長・副会長・調査委員

(3) 2月定例総会

日 時：3月8日(金) 午後2時～

会 場：7階 大会議室

(4) 行事日程

2月21日(水) 農地相談会 *役員会

2月21日(水) 第6回役員会 *役員

2月22日(木) 常設審議委員会(大分市) *会長

(5) その他

・「1月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「1月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>それでは、定刻となりましたのでただいまより、定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、農業委員は、7番 綾垣 和子委員から欠席届が提出されました。</p> <p>推進委員は、東有田②地区 大谷定治委員から欠席届が提出され、中川地区 高瀬俊和委員から遅参の連絡が入りましたので、ご報告いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、委員総数 19 名中、出席委員 18 名で、日田市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますが、議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名をした後に、発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認お願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を、議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第 8 条により会長が、会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(会長挨拶)</p> <p>それは着座いたしまして議事進行してまいります。</p> <p>会議規則第 17 条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます</p>

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。 9番 樋口虎喜委員、14番 横田秀喜委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局の方より、議案訂正がございましたら、お願いしたいと思います。</p> <p>はい。今回議案訂正が1ヶ所ございます。 議案の11頁をお開きください。議案第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更についてです。 この4番の変更理由のところ、「庭」となっているところを「山林」に、変更をお願いします。 議案訂正については以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査員は、2番 中島浩司委員、18番 梶原真悟委員、19番 河津裕治委員の3名の方でございました。調査委員長は2番の中島委員の方をお願いしたいと思います。</p> <p>はい、それでは中島委員、調査委員長として一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (中島浩司)</p>	<p>(調査委員長挨拶)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、10件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>

事務局

(麻生純一)

はい。議案1ページ、議案第1号、農地法第3条についてです。今月は10件申請がありました。

番号1 大字堂尾〇ほか9筆で地目は、〇から〇までが台帳現況ともに畑、〇ほか3筆が台帳・現況がともに田、面積が合計2,820.84㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は福岡県の〇さんです。相続したが遠方に住んでおり高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。空き家バンクを活用した案件であり、譲受人は緑町の隣に住む浮羽町小塩の方で、住宅と農地を探していた方になります。農業経験は、うきは市で約8反の農地を借りて耕作しています。スライドにうつります。10筆あり、場所的に3か所に分かれていますので、箇所ごとに説明していきます。国道210号を清掃センターに進み、旧堂尾小学校の付近の3つの赤丸のところが現地になります。航空写真です。一か所目の拡大した航空写真です。字図です。写真方向を3か所から撮っていますので順に流していきたいと思います。こちらが写真方向①〇の現地で道路から自宅側に向かって撮った写真になります。こちらが写真方向②自宅側から道路に向かって撮った現地になります。こちらが写真方向③〇の現地になります。二か所目の拡大した航空写真です。字図です。写真方向を3か所から撮っていますので順に流していきます。こちらが写真方向④〇と〇の現地になります。こちらが写真方向⑤〇と〇の現地になります。こちらが写真方向⑥〇から〇の現地になります。三筆が一枚の農地になっています。三か所目の拡大した航空写真です。字図です。こちらが〇の現地になります。

続いて番号2、天瀬町出口〇で地目は 台帳・現況ともに田、面積が835㎡です。

譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は日田市銭湊町の〇さんです。規模縮小するため譲り渡したい、譲り受けて新規就農したいとのことでの申請です。スライドにいきます。広域農道を天瀬町本城に進み、出口コミュニティセンターの付近赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。字図です。こちらが現況の写真になっております。

続いて番号3、大字夜明〇で地目は台帳が田・現況が畑、面積が568㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は福岡県の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドにいきます。国道386号を夜明ダム方面に進み、九州電力夜明発電所さんから右折した赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。

字図です。こちらが現況の写真になっております。

続いて番号 4、大字石井〇で、地目は、台帳・現況ともに田、面積が 967 m²です。

譲渡人は日田市石井町 3 丁目の〇さんで、譲受人は日田市石井町 3 丁目の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、利便性を向上させるため取得したいとのことでの申請です。スライドにいきます。国道 210 号を進み、石井工業団地の中の赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。字図です。こちらが現況の写真になっております。

続いて番号 5、大字夜明〇で地目は台帳・現況ともに畑、面積が 480 m²です。

譲渡人は夜明関町の〇さんで、譲受人は夜明中町の〇さんです。継承者がいないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドにいきます。国道 210 号を福岡県方面に進み、筑後川の右岸、赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。字図です。こちらが現況の写真になっております。

続いて番号 6、大字東有田〇で地目は台帳・現況ともに畑、面積が 3,478 m²です。

譲渡人は財津町の〇さんで、譲受人は夜明中町の〇さんです。営農規模縮小のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドにいきます。県道日田玖珠線を東有田中学校のほうに進み、須ノ原台地に上がった赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。字図です。面積が大きいので、写真方向を左右で撮影していますので流していきたいと思います。こちらが左側から撮りました写真方向①になります。こちらは右側から撮りました写真方向②になります。

続いて番号 7、天瀬町塚田〇ほか 3 筆で、〇は地目が台帳・現況ともに田、ほか 3 筆が台帳が田、現況が畑、面積が合計 2,862 m²です。

譲渡人は北友田 1 丁目の〇さんで、譲受人は福岡県の〇さんです。体調が悪く農業をすることが困難になったので譲り渡したい、譲り受けて新規就農したいとのことでの申請です。この案件も空き家バンクの活用になります。スライドにいきます。広域農道を天瀬町本城方面に進み、塚田温泉の手前の赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。農地の上側にあるこちらの住宅が、申請者が移り住む新しい住居になります。字図です。農地が横に長いので、写真方向を 4 か所に分けて撮影していま

すので順番に流していきたいと思います。こちらが、写真方向①〇の現況の写真になります。こちらが写真方向②〇の現況の写真になります。こちらが写真方向③〇の現況の写真になります。こちらが奥側から撮影した写真方向④〇の現況の写真になります。

続いて番号8、大字大肥〇と〇で地目は台帳・現況ともに畑、面積が合計581㎡です。譲渡人は三芳小湊町の〇さんで、譲受人は熊本県の〇さんです。相続したが別に居住しており、譲り渡したい、県外から移住して新規就農したいとのことでの申請です。この案件も空き家バンクの活用になります。スライドにいけます。国道211号を東峰村方面に進み、株式会社井上酒造さんと大明小中学校の間の赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。こちらの申請のうちの横にあるのが新しい住宅になります。字図です。こちらが現況の写真になっております。

続いて番号9、天瀬町塚田〇ほか3筆で、地目は台帳・現況ともに田、面積が合計1,577㎡です。

譲渡人は天瀬町の〇さんで、譲受人は天瀬町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。スライドにいけます。広域農道を天瀬町本城方面に進み、塚田温泉を過ぎた赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。字図です。こちらが現況の写真になっております。

続いて番号10、大字西有田〇と〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が合計461㎡です。

譲渡人は2人共有名義で日田市清水町の〇さんと同じく清水町の〇さんで、譲受人は清岸寺町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、杉苗の育苗場として規模拡大したいとのことでの申請です。スライドにいけます。国道212号を中津方面に進み、済生会日田病院さんの信号を右折した赤い丸のところが現地になります。航空写真になります。拡大した航空写真になります。このあと5条申請で宅地造成をする案件が出てきますが、その残地を農地として活用するため分筆をした農地になります。字図です。二か所ありますので、写真方向を二つに分けて流したいと思います。こちらが〇の現地になります。こちらが〇の現地になります。

それでは現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。

<p>調査委員長 (中島浩司)</p>	<p>現地を確認しましたが、問題は無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。資料No.1の1～3頁が農地法第3条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。 私からは、以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局の報告、または調査委員長の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。 はい。音成委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>五馬区域担当の音成です。7番の天瀬町塚田の件ですが、この人は、この前この農地を取得して、結局住宅にも住まないうたと思うんですが、もう売るんですか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>申請者の方は、令和4年1月に購入され、一年間は農業を行っていた方になります。住居は市内の方になりますが、体調が悪くなり農業を続けることが困難になったので、空き家バンクを活用して新しい方に農地を譲ることを検討している方になります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員どうぞ。</p>

<p>3番 (飯田 隆)</p>	<p>3番 飯田です。空き家バンクで購入したら、何年住まないといけないということはないですか。新規就農と書いているが、私からすると、このくらいの面積なら新規就農というより家庭菜園という感じがするのですが、そのところはどうかでしょうか。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>まず、何年住まないといけないということはないと思いますが、担当課が違いますので一度確認をしておきます。 次に、新規就農という言葉についても、申請書に記載された申請理由を記載しています。しかし、事務局にて内容を聞き取り、しっかりと農業をする新規就農なのか、自家消費の家庭菜園なのかで記載方法を変更することはあります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、どうぞ。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>9番 樋口です。番号10の西有田の案件ですが、市道があると思いますが、奥側の農地は道路に面していないようですが、どうやって入るのですか？</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>大きな一筆の真ん中を宅地にして分筆を行っています。分譲地ではないので、三筆とも所有者は同じですから、自宅から農地に入るようになっています。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>中嶋委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p>	<p>今の質問の続きになりますが、木が大きくなると思うので、近隣住民の同意とかは取っておいた方がいいんじゃないですか。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>木を大きく育てるのではなく、ポット苗で1mくらいの育苗を行うようにしています。(写真提示)譲受人はすでに育苗場も採穂場も行っている方になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>番号6は、須ノ原の案件となりますが、梶原委員どうでしょうか。</p>
<p>18番 (梶原真悟)</p>	<p>18番 梶原です。譲受人の〇さんは、梨やキウイを作りたいと思っていますが、今、栗が植わっていて、紋羽菌などがあり、すぐには植えられないと思います。〇さんと話したところ、5年～6年かけて土壌改良をしてから、梨を植えると聞いています。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。他に何かございませんか。 無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同の推進委員の方々、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、第1号議案は、原案どおり決定いたしました。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>以上です。</p> <p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局は説明の方をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>私から議案第2号 農地法第4の申請について説明いたします。今月は1件の申請が出ています。番号1です。申請地は天瀬町合田〇の第2種農地です。地目は台帳 田、現況 畑、面積は122㎡です。</p> <p>申請人は天瀬町の〇さんです。申請理由は、申請地を駐車場用地として利用するためです。場所の説明です。国道210号を天瀬振興局方面へ南下し、中川郵便局を過ぎた先の赤い丸で示したところです。航空写真です。航空写真を拡大したものです。字図です。現況写真です。現況写真を見てお分かりなるとは思いますが、奥の部分は農業用機械置場として利用しています。今回、こちらを駐車場として利用するものです。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>それでは現地調査にご同行いただきました調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p>
<p>調査委員長 (中島浩司)</p>	<p>私たちが見た限り、特に問題ないと考えております。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。</p> <p>資料No.1の4頁から5頁をご覧ください。4条のチェックシートがございます。こちらの項目にも該当しないことが許可の要件となっております。どちらにも該当がありませんので許可に問題はございません。</p> <p>私からは以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、問題が無いというような意向でございます。 皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思えます。 ございませんか。無ければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか。ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全会一致でございます。全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、議案7頁、4件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>議案第3号 農地法第5条についてです。今月は4件申請がありました。 番号1、大字求来里〇の第1種農地です。地目は台帳・現況ともに畑、面積は497㎡です。 譲渡人は神来町の〇さん 譲受人は港町の〇さんです。申請理由は、申請地を譲り受けて一般住宅として利用するためです。対象農地は第1種農地なので原則転用できませんが、第1種農地の例外であります「集落接</p>

続」を適用いたします。場所の説明です。県道戸田日田線を元大原神社方面へ向かいまして、その先を西側に入りました赤い丸で示しているところです。航空写真です。航空写真を拡大したものです。字図です。現況写真です。

番号2、田島2丁目○と○の第3種農地です。地目は2筆ともに台帳・現況 田となっています。面積は合計で1,399 m²です。

譲渡人は3名です。3名とも福岡県の方で、○さん、○さん、○さん。持ち分は、それぞれ3分の1ずつになります。譲受人が中津市の○さんです。申請地を譲り受けて、賃貸共同住宅として利用したいとのことです。場所の説明です。日田市役所から法務局日田支局へ向かう途中を北上した赤い丸で示しているところです。航空写真です。航空写真を拡大したものです。字図です。現況写真です。手前の大きく写っている農地が○で、奥に写っているのが○です。

番号3、大字西有田○の第3種農地です。地目は台帳・現況ともに田、面積は906 m²です。譲渡人は2名です。持ち分はそれぞれ2分の1ずつです。清水町の○さんと、同じく清水町の○さんです。

譲受人は清岸寺町の○さんです。申請地を譲り受けて、一般住宅として利用したいとのことです。場所の説明です。場所は、国道212号を中津方面へ北上し、日田信用金庫清水支店さんを東へ入った奥の赤い丸で示しているところです。航空写真です。航空写真を拡大したものです。赤で囲んでいるところが対象農地です。先ほどの3条の議案でありました農地が、北側と南側にございます。字図です。現況写真です。

番号4、大字小迫○の第3種農地です。地目は台帳・現況ともに田、面積は1,385 m²です。

譲渡人は朝日町の○さん、譲受人は○を運営しています天瀬町の○さんです。申請地を譲り受けてこども園用地として利用したいとのことです。場所の説明です。赤い丸で示しているところで、付近には朝日小学校や朝日公民館、また今回申請がでております。○がございます。航空写真です。航空写真を拡大したものです。字図です。現況写真です。こちらの農地は第1種農地の要件に該当していますが、同時に3種農地の要件にも該当しています。1種と3種の要件を兼ねる農地があった場合は、第3種農地として判断をいたします。3種の要件として水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の地域で容易に利用できること。道路の幅員が4 m以上で建築基準法第42条第2項の規定による指定を受けた一般交通のように

<p>調査委員長 (中島浩司)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>供されているもの。申請にかかる農地から概ね 500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設又は公益的施設が存在すること、とあります。</p> <p>水道管、下水道管については、要件を満たしていることを市の施設工務課に確認しています。上水と下水が通っているためです。道路については、要件を満たしていることを市の土木課に確認しています。教育施設等については、要件を満たしていることを市の社会教育課に確認しています。朝日小学校、朝日公民館が該当します。</p> <p>この要件につきまして、大分県に確認をとったところ、第3種農地として問題ないと回答をいただいています。</p> <p>以上、5条は4件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。私たちが見た限り、特に問題ないと考えております。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。</p> <p>資料No.1の6頁から7頁をご覧ください。5条のチェックシートがございます。こちらの項目にも該当しないことが許可の要件となっておりますが、番号1が第1種農地となっております。先ほどご説明したとおり1種の例外の「集落接続」に該当しますので問題ありません。その他どの項目にも該当がありませんので許可は問題ありません。私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、問題が無いというような意向でございます。皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。</p>
--	--

	<p>はい。何かございませんか。</p> <p>無ければ、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認頂きましょうか。ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。全会一致でございます。</p> <p>全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>議案の方は一応これで終了でございます。調査委員長は一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (中島浩司)</p>	<p>慎重審議、ありがとうございました。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>続きまして、議案第4号 農地の公売にかかる買受適格証明発行の件、議案9頁、1件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>議案第4号 農地の公売にかかる買受適格証明についてです。今月は1件申請がありました。前は、5月8日開催の4月定例総会で、3条の買受適格証明の案件が2件でございましたが、今回は5条</p>

の案件です。

買受適格証明は官公庁が公売を行う際に、対象地が農地であれば、買受適格証明をもって参加する必要があります。これは、農地の権利移動には農地法の許可が必要なためです。落札した場合は、農地法上の許可、今回は5条の買受適格証明ですので、5条許可を出せることを証明するものとなります。また総会の議決後に証明を発行し、もしこの方が落札できたら、総会の議決を得ることなく5条許可書を発行する、という流れになります。つまりこの証明の発行については、実質5条許可を出すことと同じ基準で審査をすることになります。5条の許可见込みがあるか否かをご審議いただきたいと思います。

それでは、内容に移ります。

番号1、大字石井〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が467㎡の第1種農地です。申請人は淡窓町1丁目の〇さんです。取得して貯木場として利用したいとのことでの申請です。こちらは、次の議案5号の計画変更に伴うものです。場所は赤い丸で示しているところです。石井工業団地内で隣には申請者である〇さんがあります。航空写真です。航空写真を拡大したものです。緑で囲んでいるところが申請者の〇さんの事務所などがあるところです。写真が古いため、一部が農地となっています。赤で囲んでいるところが申請地です。黄色で囲んでいるところは、〇さんが前回申請し許可を受けているところです。こちらと一体として使います。こちらが字図です。現況写真です。こちらの農地は第1種農地ですので原則許可出来ませんが、不許可の例外、つまり許可できるものに当てはまります。5条の議案でありました「集落接続」などがよくあるのですが、今回は農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に当てはまります。農地法で、この法律の計画の中で想定されるものに利用するのであれば許可を出すことができます。今回この法律に該当する旨を担当課であります、市の商工労政課から回答を得ていますので問題ございません。

私からは以上となります。

議 長
(石井照久)

はい。ありがとうございます。買受適格証明発行の件でございます。皆さんの中で何かあれば、御発言をいただきたいと思います。

<p>9番 (樋口虎喜)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p> <p>9番 (樋口虎喜)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、どうぞ。</p> <p>9番 樋口です。黄色で囲んでいる部分、○の隣ですが、周りに農道や水路がありますが周りの農地や改良区の同意は得ているんですか。また、木材の搬入口はどこからになるんですか。</p> <p>農道といわれるのは、○さんと黄色で囲んでいる部分の里道だと思いますが、こちらは法定外公共物の変更届を市土木課へ提出し、○敷地から木材を搬入するようにしています。また、隣接農地の方や改良区から同意をとっています。</p> <p>それなら、いいです。</p> <p>ほかにございませんか。無ければ、この件につきまして、ご承認頂きましょうか。ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、議案10頁、1件でございます</p>
---	--

<p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>す。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>議案書 10 頁、議案第 5 号 農地法第 5 条の計画変更についてです。今月は 1 件申請がありました。既に貯木場で許可を得ておりますが、計画を変更し貯木場を広げたいとのことでの申請です。</p> <p>番号 1、変更前の申請が大字石井〇・〇・〇・〇、地目は台帳・現況ともに田、面積は 4 筆合わせて 3,859 m²です。令和 5 年 2 月 19 日付で貯木場として許可を受けたものです。転用者は淡窓町の〇さんです。変更の理由は予定していた面積では、貯木場の面積が狭くなったためです。これは隣接農地からの要望で農地の陽を遮らないということがあり、木材を高く積むことができないことと、隣接農地から 5 m 離して木材を置くため、横に面積が必要となったことも要因です。追加されますのは大字石井〇で、現況・台帳ともに田、面積は 467 m²です。変更前の 4 筆と合わせまして 4,326 m²です。追加する農地は議案第 4 号 農地の公売にかかる買受適格証明書発行の件にて説明させていただいております。</p> <p>場所の説明です。先ほどの議案第 4 号と同じになりますが、赤い丸で示したところで石井工業団地内で、申請者の〇さんが近くにあります。航空写真です。航空写真を拡大したものです。緑で囲んでいるのが申請者の〇さんの事務所などがあるところです。隣の黄色で囲んでいるところが計画変更前の土地です。赤で囲んでいるところが計画変更で追加される農地です。これらを一体として使う計画です。大字石井〇の転用の可否については、議案第 4 号でご審議いただきましたので、すでに許可を得た内容の変更を認めるかをご審議いただきたいと思います。</p> <p>私からは以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございます。 何かございましたら、お受けいたします。</p>
---	--

<p>推進委員 (室 哲也)</p>	<p>室委員、どうぞ。</p> <p>申請地は、以前の総会で市民農園の指定を受けたのではないですか。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>以前の総会では、市民農園の指定を受けていましたので、解除させていただきました。</p>
<p>推進委員 (室 哲也)</p>	<p>解除だったんですね。わかりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかにございませんか。はい、無ければですね、よろしいでしょうか。</p> <p>農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、承認いただきましょうか、御賛同いただける農業委員の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>御賛同いただける推進委員の方々、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>続きまして、議案第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更について、除外が4件でございます。</p>

<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>事務局は、お願いいたします。</p> <p>議案第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてです。 農業振興地域整備計画、いわゆる農振の策定や変更の際は、農業委員会の意見を聴くものとする定められており、日田市長から意見を求められております。今回は除外が4件です。</p> <p>番号1、天瀬町塚田〇、地目は台帳 田、面積が834㎡です。申請人は天瀬町の〇さんです。植林し山林として管理するための申請です。場所の説明です。県道岩戸五馬日田線を五馬中学校方面から道沿いに進みまして途中を西へ入った奥の赤い丸で示したところです。航空写真です。航空写真を拡大したものです。字図です。現況写真です。</p> <p>番号2、大山町西大山〇、地目は台帳 畑、面積が283㎡です。申請人は大山町の〇さんです。申請地を駐車場用地として利用するための申請です。場所の説明です。国道212号を中津江方面へ南下しひびきトンネルを抜けた赤い丸で示しているところです。航空写真です。航空写真を拡大したものです。字図です。現況写真です。</p> <p>番号3、大山町東大山〇、地目は台帳 田、面積が1,062㎡の内499㎡です。申請人は大山町の〇さんです。一般住宅として利用するための申請です。場所の説明です。国道212号を大山振興局から南下しまして、清和橋を渡った奥の赤い丸で示しているところです。航空写真です。航空写真を拡大したものです。こちら赤で囲んでいる部分が農地全体です。黄色で囲んでいる部分が申請の出ているところです。こちらは分筆を行います。字図です。現況写真です。こちら、赤で囲んでいるところが農地全体、黄色で囲んでいる部分が申請の出ているところです。</p> <p>番号4、中津江村合瀬〇外2筆です。地目は3筆ともに台帳 畑、面積は3筆合わせて1,966㎡です。申請人は銭淵町の〇さんです。植栽し、山林として利用するための申請です。場所の説明です。県道442号を鯛生金山方面から田島山業さんを過ぎた先を北上した赤い丸をしているところです。以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんには現地確認等していただき除外することに問題ない旨承っております。</p>
-----------------------	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それで、事務局の言う通り、議案第6号 日田市農業振興地域整備計画の変更につきまして、4件でございます。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは12頁、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規4件、再設定6件、中間管理事業（新規）12件でございます。委員の方々のそれぞれのエリアにつきまして、ご確認をお願いしたいと思います。</p> <p>問題があれば、挙手をしてご発言願いたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、計画要請の内容は、別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご意見が無かったら、ご承認頂きましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。承認いたしたいと思います。</p>
	<p>それでは23頁、議案第8号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、1件でございます。事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>それでは議案集23頁、議案第8号 現況証明書の発行についてです。</p>
	<p>今月は1件申請が上がっております。</p>
	<p>番号1、大字友田〇で、地目は台帳が田、現況は山林、面積は424㎡です。申請人は北友田3丁目の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するものです。場所ですが、国道386号を夜明のほうへ向かう途中、株式会社川浪組さんのところから北西へのぼった先の、赤で囲んだところになります。次が航空写真です。次が拡大した写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。平成14年3月29日に植林用地として4条許可が出ていますので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当するものです。こちらの案件につきまして、地区ご担当の伊藤委員からご意見をいただこうと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>推進委員 (伊藤武士)</p>	<p>光岡区域担当の伊藤です。</p>
	<p>現況が山林ということでしたが、かなり竹が入ってきている状態でした。一部、杉が植わっているところも見られ、植林後の管理の問題と思いますが、現況は山林で問題がないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>事務局からの説明は以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>今、事務局より説明がありました。また、推進委員の方の説明もございました。 議案第8号 現況証明書の発行につきまして、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは現況証明書を発行いたしたいと思います。</p>
	<p>続きまして24頁、議案第9号 2月調査委員の選任についてでございます。 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。 私のご指名でよろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは指名させていただきたいと思います。 4番 穴井浩司委員、10番 高瀬義徳委員、14番 横田秀喜委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p>
	<p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 4月 8日

議 長 会 長

署 名 委 員 9 番

署 名 委 員 1 4 番